

議事録一五号

契約書

三朝町旭東業協同組合は、次の通り契約を締結するものとする。

昭和三十三年三月十一日 提出 三朝町長 坂 出 雅 雅

昭和三十三年三月十一日 議決 三朝町長 坂 出 雅 雅

契約書

東伯郡三朝町支甲とし東伯郡三朝町旭東業協同組合ととし左の通り契約する。

一、甲所有の末尾誠毅の建物は、その申請日より何時でも乙に対し無償転下を行うものとする。

但し、申請は契約の日より十年以内に行うものとする。

二、右建物の維持管理は、乙が行い、移転手続を行う迄の右建物に附し生じた一切の負担は乙が負う。

三、所有権移転に要する手続費用一切は乙の負担とする。

右の通り三朝町合併の際の覚書に基づいて契約する。



昭和三十三年三月十一日

三朝明大塚本家  
 旭養業共同組合  
 代表者鎌倉長理寺  
 三朝明  
 代表者野長  
 坂出雅云

別冊 和治

| 品名 | 備注      | 数量   | 単価  | 合計    | 備考         |
|----|---------|------|-----|-------|------------|
| 米  | 水産米等二階建 | 一五九三 | 二七八 | 一六〇〇〇 | 番一頁九三二番一頁八 |
| 油  |         | 二〇六  | 四二四 | 八七〇   | 元外賣所       |
| 豆  | 平産豆     | 五六〇  | 五六〇 | 三一三六〇 | 元妙録馬       |
| 小豆 |         | 二〇四  | 二〇四 | 四一八四  | 元乾録馬       |
| 小麦 |         | 一五〇  | 一五〇 | 二二五〇  | 元印印馬       |
| 大麦 |         | 二六〇  | 二六〇 | 六七六〇  | 元水欄馬       |
| 粟  |         | 一一〇  | 一一〇 | 一二一〇  | 元外賣所       |
| 粳  |         | 一一五  | 一一五 | 一三二二五 | 元外賣所       |
| 白米 |         | 一六八  | 一六八 | 二八二二四 | 元刻印馬及馬馬馬   |
| 合計 |         |      |     | 一六〇〇〇 |            |